

中央区難視聴対策基盤整備事業指導要綱

平成 17 年 8 月 4 日
17 中都地第 18 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）の区域内において、電波障害によるテレビジョン放送の難視聴（以下「電波障害」という。）の解消の手段として、有線テレビジョン放送が有効であることから、これを活用した難視聴対策基盤整備の推進を行うことにより、区民生活及び地域環境の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 基盤整備事業にあたっては、テレビジョン放送が区民生活にとって極めて重要なものであるとの認識のもとに、区の区域内（以下「区内」という。）の広域にわたる電波障害が、区内外の多数の建築物が複合的に影響しあって生じているものであることを考慮し、建築主等と区が連携してこれに取り組むものとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基盤整備事業 第 1 条に規定する目的の達成のため、有線テレビジョン放送を活用した電波障害対策及びその基盤整備の推進をいう。

(2) 建築主等 電波障害の原因となる建築物を建築し、又は所有するものをいう。

(3) 対象建築物 この要綱の対象となる建築物等は、次に掲げる要件に該当する建築物等をいう。

イ 高さが 30 メートルを超える建築物又は地上 10 階建て以上の建築物

ロ 敷地面積が 3,000 平方メートルを超える開発事業

ハ その他区長が必要があると認める工作物等

(4) 専門調査機関 社団法人日本 C A T V 技術協会へ加入しているもの及び第 6 条に規定する指定放送事業者をいう。

(建築主等の責務)

第 4 条 建築主等は、当該建築物が受信環境に与える影響の程度を考慮し、電波障害の解消のために必要な措置を講じなければならない。

2 建築主等は、前項の規定による電波障害の解消のための必要な措置について、区長と事前に協議しなければならない。

(事前協議及び要請等)

第 5 条 区内に対象建築物を建築しようとする建築主等は、前条第 2 項の規定により、次の各号の区分に応じ、当該各号の定めるところにより、別記第 1 号様式による事前協議書を区長に提出し、事前協議しなければならない。

一 対象建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適用を受ける場合 同法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条の規定において準用する場合も含む。）の申請書又は同法第 18 条第 2 項の通知の前に事前協議書を提出するものとする。

二 前号に該当しない対象建築物の場合 対象建築物の建築計画等が決定次第、事前協議書を提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による事前協議により必要があると認めるときは、専門調査機関による電波障害に係る事前予測調査を当該建築主等に実施させ、別記第 2 号様式による予測調査報告書により報告させることができる。

3 区長は、第 1 項の事前協議書及び第 2 項の予測調査報告書の内容を審査し、建築主等が講ずる基盤整備事業の措置が適当であると認めるときは、事前協議が成立したものとする。

4 前項の規定により事前協議を行った建築主等は、第 1 項の事前協議書及び第 2 項の予測調査報告書の内容に基づく必要な措置を速やかに実施し、その結果を別記第 3 号様式による電波障害対策実施報告書により区長に報告しなければならない。

5 第 1 項の建築主等は、第 3 項の規定により措置が適当であると認めた事前協議書及び予測調査報告書の内容を変更しようとするときは、改めて区長に提出しなければならない。

6 区長は、第 1 項の建築主等が同項に規定する事前協議を行わないとき又は第 3 項の規定により措置が適当であると認めた事前協議書及び予測調査報告書の内容を履行しないときは、事前協議書及び予測調査報告書の内容を履行するよう要請することができる。

（指定放送事業者による実施）

第 6 条 区長は、基盤整備事業の実施にあたり、その実施の全部又は一部を、区を業務区域とする有線テレビジョン放送事業者で、区長が別に指定するもの（以下「指定放送事業者」という。）に行わせることができる。

（補助金の交付）

第 7 条 区長は、前条に規定する指定放送事業者が実施する基盤整備事業に要する費用について、区長が別に定める中央区ケーブルテレビ普及促進事業補助金交付要綱（平成 17 年 8 月 4 日 17 中都地第 18 号）に基づき、予算の範囲内で指定放送事業者に補助金を交付するものとする。

（基盤整備協力金の負担）

第 8 条 建築主等は、電波障害の原因者又は非原因者にかかわらず、基盤整備事業の実施に要する費用（以下「基盤整備協力金」という。）を負担し、区に支払わなければならない。ただし、第 5 条第 3 項及び第 4 項の協議において、自ら基盤整備事業を行うものにあつては、この限りでない。

2 区長は、基盤整備協力金を算定するために必要な基盤整備協力金の負担を求める

基準（以下「負担基準」という。）を別に定め、当該負担基準により基盤整備協力金の額を定めることとする。

3 建築主等は、別記第4号様式による協定書に基づき、区に対し基盤整備協力金を納付するものとする。

4 区長は、基盤整備協力金の納付を受けたときは、経理を明確にし、基盤整備協力金の使用目的に添って適正に管理執行するものとする。

（区外対象建築物等への事前協議、要請等）

第9条 区長は、区外に建築される建築物等で区内に電波障害を及ぼすものについて、当該建築物等の建築主等に対して、この要綱の規定に準じ、事前協議、要請等を行うものとする。

（指導・援助等）

第10条 区長は、基盤整備事業を推進するため、指定放送事業者に対し、必要な範囲において指導及び援助を行うものとする。

2 区長は、基盤整備事業関係者への協力について積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じこれらの調整に努めるものとする。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。